

止水板設置等工事補助金制度について

建物の玄関や勝手口などの出入口や、ブロック塀などで囲まれた出入口に金属や樹脂などで出来た止水板を設置し浸水対策を行う自助行為に対し、市から補助金を交付します。

1. 目的

異常気象による集中豪雨が全国で多発し、本市でも甚大な浸水被害を受けております。

「災害に強い栃木市」を目指し、浸水対策に取り組んでいる1つの対策として、個人が所有する建物などに止水板を設置する自助対策に対し、市が補助金を交付することを目的としています。

2. 補助金交付対象について

- (1) 対象区域は、過去に浸水被害(※1)を受けた、または、浸水被害が発生する恐れがある区域(※2)の建物

※1 「浸水実績マップ」(市HP)で確認できる、平成27年関東・東北豪雨や令和元年東日本台風で被災した建物と確認できるもの。若しくは罹災・被災証明書の写し

※2 「栃木市防災ハザードマップ」(市HP)で浸水想定区域内にある建物と確認できるもの。

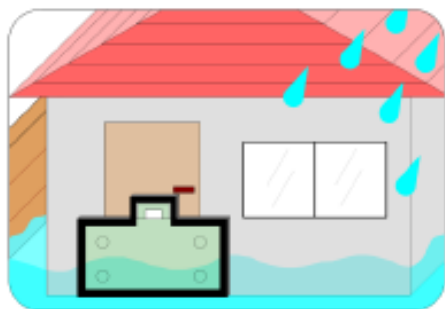
注) 対象区域の確認は、電話での問合せは間違いを招く恐れがありますので、窓口で確認してください。若しくは詳細のわかる地図をFAXで送ってください。

- (2) 対象となる工事は、建物の玄関や勝手口などの出入口や、ブロック塀などで囲まれた敷地の出入口に止水板(※3)を設置する工事

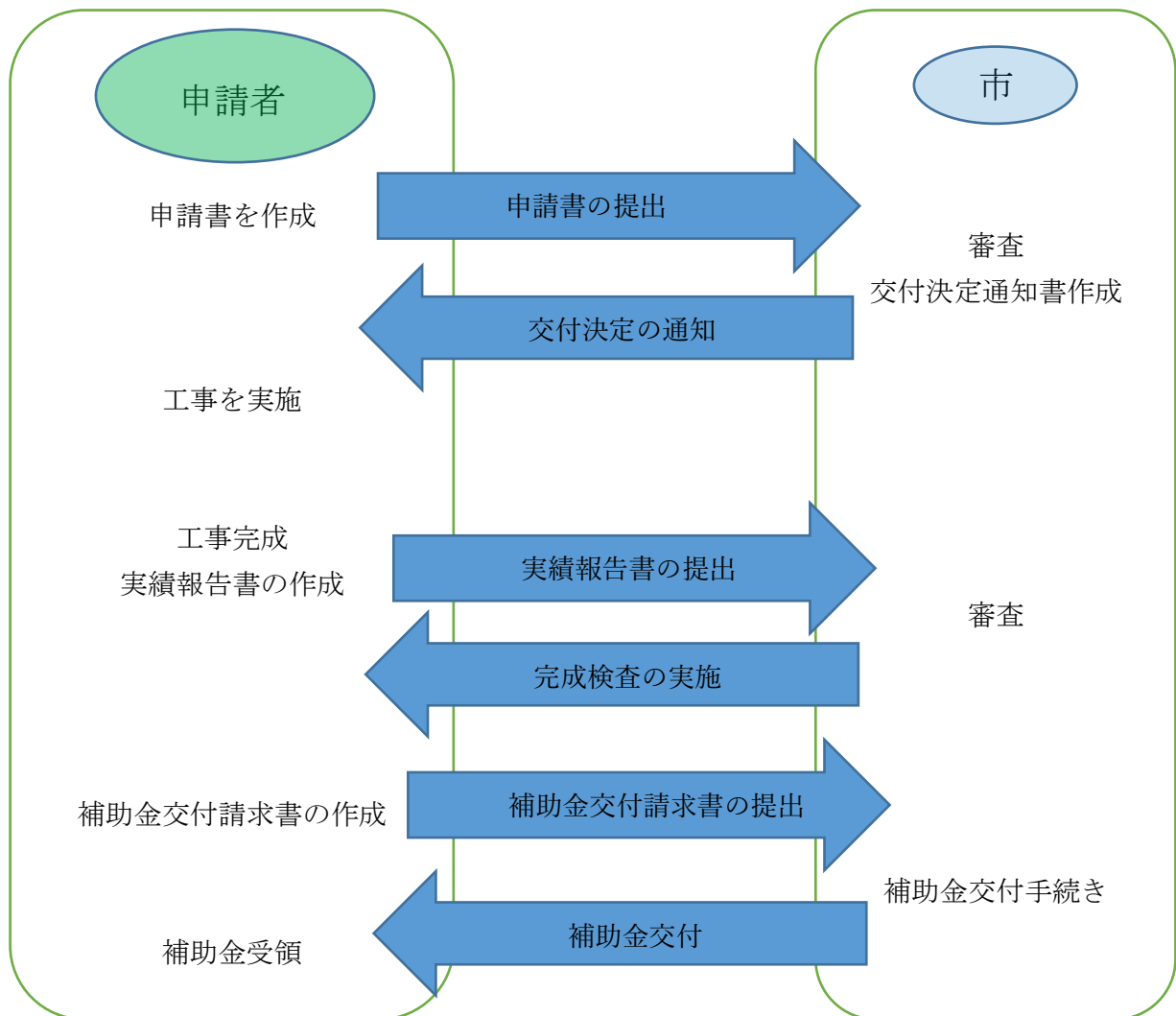
※3 金属や樹脂などで製造されて販売している製品で、取外し又は移動可能なもの。

- (3) 補助金の交付額は、材料費(自作の止水板は対象外)を含めた設置工事の2分の1以内で上限が50万円以内、但し1,000円未満の端数は切り捨て。
- (4) 対象者は、市税、下水道使用料、下水道受益者負担金、農業集落排水使用料、農業集落排水分担金、水道使用量に未納がないこと。(確認は市で行います。申請書が確認を行う同意書になります。)
- (5) 栃木市暴力団排除条例第2条第1号及び第4号に該当するものは除外する。(確認は市で行います。申請書が確認を行う同意書になります。)

※イメージ図



3. 手続きの流れ



※工事内容等に変更が生じた場合には市と協議の上、変更の手続きをお願いします。

4. 設置後のお願い

- ・申請から補助金受領までの一連の書類については5年間保存してください。
- ・設置した止水板については適正な維持管理のもと使用をしてください。
- ・設置した止水板により第三者に事故若しくは問題等が発生しても市はいかなる責を負いません。
- ・止水板設置後に建物等への浸水被害が発生しても市はいかなる責も負いません。
- ・止水板を設置した建物等を第三者へ譲渡する場合は、市長の承認を受け、各事項の内容を承継してください。

《問合せ・協議先》

栃木市上下水道局 下水道建設課 管理係
〒328-0074

栃木県栃木市菌部町 3-13-24(上下水道庁舎 第2別館)

Tel 0282-25-2109 Fax 0282-25-2220

e-mail : gesuido04@city.tochigi.lg.jp